訪問型サービスAについて

長寿介護課 給付係



茨木市訪問型サービスAについて

- ①訪問型サービスAとは?
- ②訪問型サービスA初回加算 の新設について



③ 訪問型サービスA事業者指定について

1訪問型サービスAって何?



訪問型サービス比較



次なる 茨木へ。 は、次がある。Δ

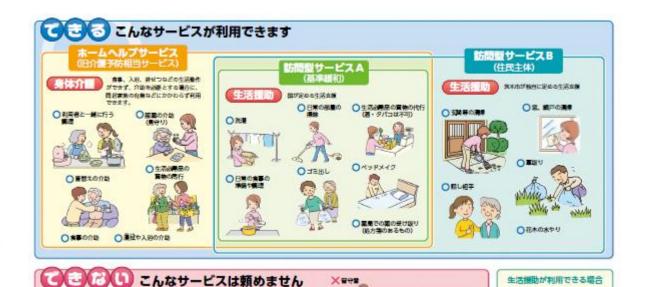
訪問型サービスパンフレット



介護保険法の目指すサービスとは、利用者の「自立した日常生活」を含むことができるように、また、 その実施の資料を軽減させるために必要な支援を行うことです。

必要以上のサービスを受けることは、利用者を「施」にはしてくれますが、利用者の「施立」を励んで しまうかもしれません。日分でやろうとすればできるのに、西郷だからといって、ホームへルバーに任せ キリになってしまうと、男体の機能は徐々に括すしている。であることもできなくなってしまいます。さ らに、今まできたことができなくなってしまったら、気張うも落り込んでしまうでしま

数階型サービスをうまく利用しながら、利用者自身のできることを続けていくことで、心身の健康を保 た、[独立した日常生活] を目指しましょう。





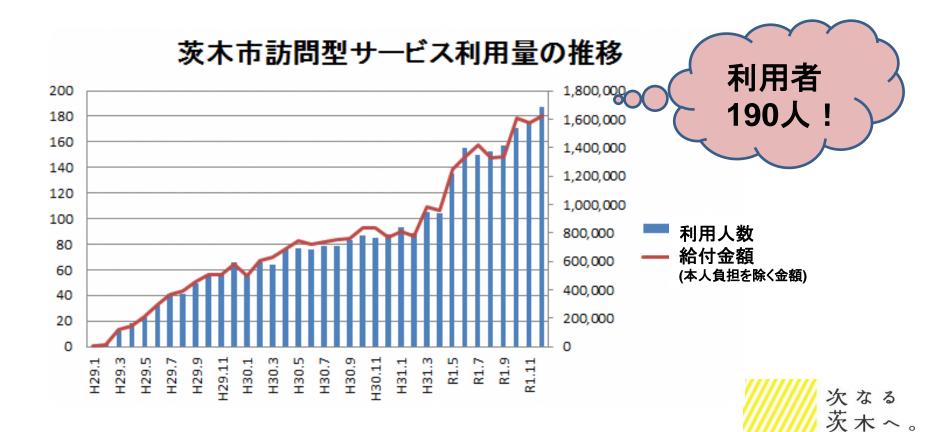
訪問型サービスAの特徴

- ・生活援助のみのヘルパー(身体介護なし)
- ・従事者は基本的に「訪問型サービスA従事者養成研修の修了者」
- ・月10回まで利用できる
- ・従前の訪問介護相当サービスとの併用はできない
- ・訪問型サービスBとの併用はできる

サービス提供時間について 1回45分~60分は目安です。利用者に必要なサービスが30分で 終了するサービスであれば、30分で終了しても1回と算定できます

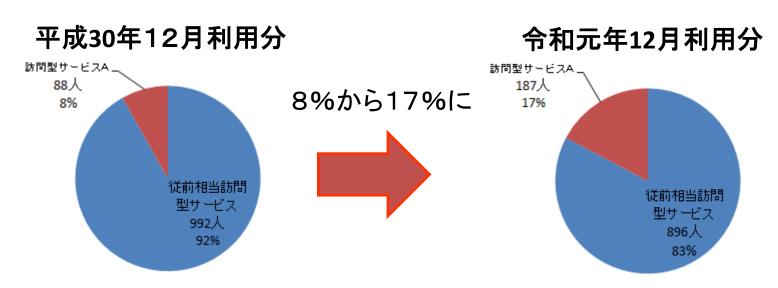


訪問型サービスAのサービス実績



訪問型サービスA利用者割合

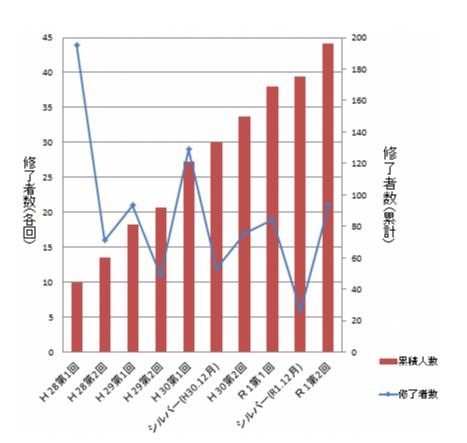
訪問型サービス利用者のうち、訪問型サービスAを利用している人の割合は、 過去1年間で倍増しています。



従前相当の訪問型サービスには、身体介護の必要がない利用者がまだまだいらっしゃいますので、今後も訪問型サービスAの需要の増加が見込まれます。



訪問型サービスA従事者養成研修 修了者数の推移



今までに196人が研修を修了しています。

平成30年10月より、他市の同サービス従 事者養成研修修了者や研修実施者の指 定を受けた事業者の行った研修の修了者 も従事可能となっています。



茨木市が訪問型サービスAを推進する理由①

総合事業が目指すのは、「地域づくり」。でも、地域づくりには時間がかかります。 訪問型サービスAは地域づくりを補完する役割を担っています。



引用) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「新しい総合事業の移行戦略 地域づくりに向けたロードマップ」(平成27年度厚生労働省 老人保健健康増進等事業) 図表8に一部追加

茨木市が訪問型サービスAを推進する理由2

訪問型サービスA事業のメリットとは?

【利用者】

新たな担い手による提供に見合った単価の設定により、サービスに 見合った費用負担となる。

【事業者】

資格保有者が身体介護に重点化することで、より単価の高いサービス 提供が可能となる。

ニーズの増加が見込まれる生活援助サービスの提供を拡大できる。 採用の門戸を広げることにより、地域の中でより多くの人材を確保する ことができ、介護の職に興味がなかった人も介護職員として養成する ことができる。

【従事者】

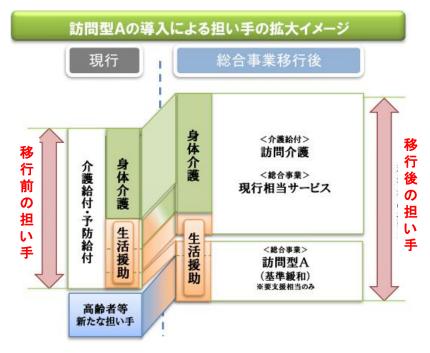
自宅付近で短時間の労働が可能。

高齢者が担い手となる場合、担い手自身の介護予防にもなる。

【茨木市】

地域包括ケアシステムの推進(前頁)

利用者の状況に応じた多様なサービスを提供できることで、費用の効率化が図られる。



引用) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護予防・日常生活支援総合事業への移行のためのポイント解説」(平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)



2 訪問型サービスAの初回加算 について



令和2年4月より訪問型サービスAに 初回加算がつきます

- ・単位数→200単位
- ・利用者本人負担額→214円(本人の負担割合に関わらず定額)
- ・算定要件→新規に計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問型サービスと同月内に、訪問事業責任者が、自ら訪問型サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が訪問型サービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。同行訪問の場合、訪問事業責任者は利用者の状況等を確認し、同行訪問した旨を記録すれば、サービス途中で現場を離れても構いません。新規とは、過去2月間(暦月・・・月の初日から末日で1月と数える)にサービス提供がない状態です。(丸2月分請求がなければ「新規」になります)

ただし、同じ事業所(事業所番号が同じ)で訪問型サービスA⇔従前相当訪問型サービスの変更をした場合は後のサービスの初回加算を算定できません。なお、訪問A初回加算が始まる前(令和2年3月以前)からの訪問A利用者については、まだ初回加算を取っていないので、同じ事業所で従前相当サービスに変更した場合でも初回加算が算定できます。

※訪問Aと従前相当サービスで事業所を変更する場合は、後のサービスも初回加算の算定が可能です。

※訪問A→訪問介護(要介護者のサービス)や従前相当訪問型サービス→訪問介護の場合は 訪問介護の初回加算が算定可能です。



訪問型サービスの初回加算がつけられる場合と つけられない場合について①

訪問Aと従前相当の 両方を行う事業所は 要チェック!

1(事業所変更なしで)訪問型サービスA→従前相当訪問型サービス

利用者が過去2月間(暦月)に、当該指定訪問介護相当事業所から訪問型サービスAまたは従前相当訪問型サービスの提供を受けていない場合に限り算定できる。ただし、令和2年3月以前から継続して当該指定訪問介護相当事業所で訪問型サービスAを利用している利用者が、同事業所で従前相当訪問型サービスの提供を受ける場合は算定できる。

例1 5月から従前相当訪問型サービスに変更した場合。

①訪問Aの利用開始が令和2年2月以前。

令和2年	2月	3月	4月	5月	6月	
利用サービス	訪問A			従前相当		
初回加算				0		

②訪問Aの利用開始が令和2年3月。

令和2年	2月	3月	4月	5月	6月
利用サービス		訪問A		従前相当	
初回加算				0	

③訪問Aの利用開始が令和2年4月。

令和2年	3月	4月	5月	6月	7月
利用サービス		訪A	従前:	相当	
初回加算		0	×		

令和2年4月以降利用開始の人は 訪問A〇従前相当×

次なる

訪問型サービスの初回加算がつけられる場合と つけられない場合について②

1(事業所変更なしで)訪問型サービスA→従前相当訪問型サービス

例2 訪問型サービスAのサービス休止から従前相当訪問型サービスを始める場合

①訪問Aを令和2年3月以前から利用していて、5月がお休み

令和2年	3月	4月	5月	6月	7月
利用サービス	訪問A		休	従前相当	
初回加算				0	

②訪問Aを令和2年3月以前から利用していて、5月と6月がお休み

令和2年	3月	4月	5月	6月	7月
利用サービス	訪問A		休	休	従前相当
初回加算					0

③訪問Aを令和2年4月利用開始で、5月お休み

令和2年	3月	4月	5月	6月	7月
利用サービス		訪A	休	従前村	出
初回加算		0		×	

④訪問Aを令和2年4月利用開始で、5月と6月がお休み

令和2年	3月	4月	5月	6月	7月
利用サービス		訪A	休	休	従前相当
初回加算		0			0

令和2年4月以降開始の人で<mark>休みが2月</mark> ─ 未満の人は訪問A〇従前相当×

令和2年4月以降開始の人で休みが2月 -以上の人は訪問A〇従前相当○ 次なる
茨木へ。

た木には、次がある1よ

訪問型サービスの初回加算がつけられる場合と つけられない場合について3

2(事業所変更なしで)従前相当訪問型サービス→訪問型サービスA

利用者が過去2月間(暦月)に、当該指定訪問介護相当事業所から訪問型サービスAまたは訪問介護相当サービスの提供を受けていない場合に限り算定できる。

例3 従前相当訪問型サービスのサービス休止から訪問型サービスAを始める場合

①サービス間の休みは1月だけ(2月未満の場合)

令和2年	2月	3月	4月	5月	6月
利用サービス	従前相当		休	訪問A	
初回加算				×	

②サービス間の休みが2月。(2月以上の場合)

令和2年	2月	3月	4月	5月	6月
利用サービス	従前相当		休	休	訪A
初回加算					0



訪問型サービスAの初回加算導入準備について

①初回加算のサービスコードが入ったCSVデータを各事業所で利用されているシステムに取り込んでください。

茨木市ホームページ>各課のご案内>長寿介護課>メニュー>介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)>介護予防・日常生活支援総合事業>サービスコードについて

②4月以降に訪問型サービスA新規利用開始の利用者向けの重要事項説明書を準備してください。福祉指導監査課ホームページに雛型があります。

茨木市ホームページ>各課のご案内>福祉指導監査課>メニュー>介護・障害福祉サービス事業者指導>居宅サービス事業者等 指導関係様式>重要事項説明書モデル様式

③3月以前に契約した利用者への対応 サービス利用の再開時に初回加算が算定できる可能性があるので、 同意を書面でもらってください。

次なる

茨木へ。

3 訪問型サービスA事業者指定について



訪問型サービスA事業所の主な業務

・介護サービスの提供(生活援助のみ)

・国保連へのサービス費請求

- 従事者の業務支援



事業を始めるにあたっての準備

- 1 従業員の確保
- 2 場所の確保
- 3 事業所の指定



必要な従業員の人数と資格要件

①管理者

常勤ではないので、訪問A勤務時間以外は法人内の他の業務に就くことができます(他の業務中でも訪問Aの問い合わせがあればご対応いただくことにはなります)

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
	(業務に支障がない範囲で、同じ事業所のサービス提供責任者や同一敷地内の別事業所の管理	専従で1人以上 (業務に支障がない範囲で、同じ事業所の訪 問事業責任者や同一敷地内の別事業所の管 理者との兼務可)
資格要件	特になし	特になし

→訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者と訪問型サービスA の管理者の兼務は可能です。

(ただし、訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者がサービス提供責任者を兼務している場合は不可。)

(従業員の確保34の例参照)

②責任者

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
名称	サービス提供責任者	訪問事業責任者
必要人数	常勤の訪問介護員等のうち、 利用者40人ごとに1人以上 (利用者の数に応じて常勤換算可)	・サービス提供責任者が兼務する場合は、従前相当サービスと同じ。(訪問介護等利用者と合計して、利用者40人ごとに1人以上。利用者の数に応じて常勤換算可) ・サービス提供責任者が兼務しない場合(訪問Aのみを担当する責任者を設ける場合)は、訪問型サービスAの利用者60人ごとに1人以上
資格要件	·介護福祉士 ·介護職員実務者研修修了者等	訪問型サービスAの従事者のうち、 ・従前相当サービスの資格(左記)保有者 ・1年以上の「介護等の業務」経験者

→「訪問型サービスA従事者養成研修修了者」や「初任者研修修了者」でも

1年以上の従事経験があれば責任者になれます。

※訪問介護・訪問介護相当サービスのサービス提供責任者が訪問型サービスA の訪問事業責任者を兼ねることができる場合は、訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者を兼務していない場合に限ります。 (従業員の確保③④の例参照)

る//// 次なる 茨木へ。

既に訪問介護や従前の訪問介護相当サービスを行っている事業所が一体的に訪問型サービスAを実施する場合の例

介護福祉士Aさん(訪問介護の管理者とサービス提供責任者及び従前の訪問介護相当サービスの管理者とサービス提供責任者を兼務)は訪問型サービスAの管理者や責任者を兼ねることはできません。

Aさんのいる事業所で訪問型サービスAを一体的に実施する場合、以下のような配置が可能です。

①訪問型サービスAの管理者兼訪問事業責任者としてBさん(介護等の業務経験1年以上)を新たに配置。(管理者と責任者は別人でも可)_

	訪問介護	従前相当	訪問型サービスA
管理者	Aさん	Aさん	Bさん
責任者	Aさん	Aさん	Bさん

6つの役割全てを1人ですることはできません。



②介護福祉士Aさんが訪問介護と従前の訪問介護相当サービスの責任者のみになり、訪問型サービスAの責任者を兼務する。代わりに訪問介護、従前の訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの管理者を兼務する者を新たに置く。

この場合の管理者(Cさん)は介護福祉士等の資格を持つ者である必要はありません。

	訪問介護	従前相当	訪問型サービスA	Cさんは資格要件なし
管理者	Cさん	Cさん	cさん	してかは貝恰安什なし
責任者	Aさん	Aさん	Aさん	

③介護福祉士Aさんが訪問介護と従前の訪問介護相当サービスの管理者のみになり、訪問型サービスAの管理者も兼務する。代わりに、訪問介護と従前の訪問介護相当サービスのサービス提供責任者として介護福祉士Dさんを新たに置き、訪問型サービスAの訪問事業責任者も兼務する。

	訪問介護	従前相当	訪問型サービスA	
管理者	Aさん	Aさん	Aさん	次なる
責任者	Dさん	Dさん	Dさん	/////

③従事者

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	
必要人数	常勤換算で2. 5人以上	1人以上	
資格要件	■ 1 C =1E 4 = 4 7 T T	・従前相当サービスの資格保有者・市が定める研修の修了者 (同等の研修も可)	

→常勤換算ではないので、仕事がある分のみの雇用でOK。 資格がなくても従事者養成研修を修了すれば従事できます。

※ただし、訪問介護や訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合で、訪問介護や訪問介護相当サービス従事者が訪問型サービスAの業務に従事する時間は、訪問介護及び訪問介護相当サービスの訪問介護員の人員基準である「常勤換算2.5以上」の計算に参入できませんが次次なるのでご注意ください。

2 場所の確保

設備に関する基準

- →従前の訪問介護相当サービスと同じ基準
- 事業の運営を行うために必要な広さを有する 専用の区画
- ・ 訪問型サービスAの提供に必要な設備及び 備品



3 事業所の指定

福祉指導監査課のホームページに必要な書類一覧及び、申請書類を掲載していま

す。茨木市ホームページ>各課のご案内>福祉指導監査課>メニュー>指定介護サービス事業者向けページ>新規申請手続きについて>指定居宅サービス、介護予防日常生活支援総合事業新規申請について

指定に必要な書類 (1)

- •指定申請書(総合事業用)、付表
- •法人登記事項証明書(原本)
- ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・従業員の資格を証明するものの写し
- -組織体制図
- ・訪問事業責任者の資格を証明するものの写し
- ・実務経験証明書(旧2級・初任者研修、市が定める研修過程修了者等)
- •平面図
- •写真



3 事業所の指定

指定に必要な書類(2)

- •案内図
- ・賃貸契約書の写し
- •運営規定
- 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ・損害賠償発生時に対応しうることを証明する書類
- ・老人居宅生活支援事業開始届出書(既に訪問介護相当サービスを 実施している場合は必要に応じて変更届)
- •誓約書
- ※訪問介護、訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合で、 訪問介護等の事業でサービス提供責任者を増やすなど人員に変更があるときは、訪問介護等 の変更届についてもご提出ください。



まだ訪問型サービスA事業を 開始していない事業所の方へ

ヘルパー事業所のヘルパー不足は深刻です。お金をかけて、募集してもなかなか働きたい人がみつかりませんよね。 労働人口が減っていて、介護の事業に限らず他の業種も人材不足ですので、解決の見通しはありません。

では、事業所の近所にお住まいの皆さんにちょこっと、ヘルパーとして働いてもらいませんか?

訪問型サービスAは介護の資格を持っていなくても、研修を修了すればできます。 研修についても、年2回の茨木市で実施する研修以外に、各事業所で好きなタイミングで実施することもできます。 (事前に申請が必要ですが、訪問A事業所の指定がなくてもできますので、ぜひご相談ください。)

資格を持っている人が来るのを待つのではなく、新しい人材を開拓しませんか? (今まで介護の業界に接点がなかった人、元気な高齢者、日中少し手が空く子育て中のお母さん等) 長寿介護課でも、研修(フォローアップ研修も含めて年3回)内で、訪問型サービスA指定事業所の宣伝時間を設けて、 採用活動に協力させていただいています。

ぜひ、訪問型サービスAの事業の開始をご検討ください。

